

JEITA

電子情報技術産業協会規格

Standard of Japan Electronics and Information Technology Industries Association

JEITA ET-2303C

CATV 施設のシンボルマーク **Graphic Symbols for Cable Television Systems**

1993 年 9 月制定

1999 年 10 月改正

2008 年 3 月改正

2013 年 9 月改正

作 成

ケーブルネットワーク標準化専門委員会

Technical Standardization Committee on Cable Network

発 行

一般社団法人 電子情報技術産業協会

Japan Electronics and Information Technology Industries Association

目 次

ページ

まえがき	
1 目的	1
2 適用範囲	1
3 シンボルマーク	1
表 1—ケーブルテレビ施設で使用する受信点・連絡線関連のシンボルマーク及び略号	2
表 2—ケーブルテレビ施設で使用するヘッドエンド関連のシンボルマーク及び略号	14
表 3—ケーブルテレビ施設で使用する伝送路（同軸，光）関連のシンボルマーク及び略号	24
表 4—ケーブルテレビ施設で使用する宅内配線関連のシンボルマーク及び略号	36
表 5—ケーブルテレビ施設で使用する端末関連のシンボルマーク及び略号	38
表 6—ケーブルテレビ施設で使用する通信関連のシンボルマーク及び略号	39
解説	40
1 制定及び改訂の経緯	40
2 主な改正事項	40
2.1 概要	40
2.2 受信点・連絡線関連	40
2.3 ヘッドエンド関連	41
2.4 伝送路関連	41
2.5 宅内配線関連	41
2.6 端末関連	41
2.7 通信関連	42
3 CAD への対応	42
4 用語解説	43
5 参考文献	52
6 ケーブルネットワーク標準化専門委員会構成表	53

まえがき

この規格は、一般社団法人 電子情報技術産業協会 ケーブルネットワーク標準化専門委員会が **JEITA TSC-16**（電子情報技術産業協会規格類の作成基準）の様式によって作成したものである。

この規格は、ケーブルテレビ（CATV）施設の設計、施工、維持管理等さまざまな場で記述される図面に使用されるシンボルマークについて定めている。

これらのシンボルマークは、日本国内はもとより **IEC** 規格が採用されている諸外国の場においても理解されるものであるよう、**IEC** 等の国際標準化機関の規格を参照し、一般社団法人 日本 CATV 技術協会と調整を図り策定したものである。

なお、今回の規格改訂に際しては、現在、ケーブルテレビに関する図面等に記載されているシンボルマークとの整合性を考慮しつつ、**IEC** 規格のシンボルマークも適宜併記することとした。

電子情報技術産業協会規格

CATV 施設のシンボルマーク

Graphic Symbols for Cable Television Systems

1 目的

この規格は、ケーブルテレビ施設で使用する構成機器等のシンボルマークについて規定するものであり、ケーブルテレビ施設の設置・施工・維持管理の円滑化に資することを目的とする。

2 適用範囲

この規格は、ケーブルテレビ施設的设计、施工、維持管理等で作成するケーブルテレビに関係する図面に記入するシンボルマークに適用する。

3 シンボルマーク

- (1) ケーブルテレビ施設で使用する受信点・連絡線関連のシンボルマーク及び略号は**表 1**による。
- (2) ケーブルテレビ施設で使用するヘッドエンド関連のシンボルマーク及び略号は**表 2**による。
- (3) ケーブルテレビ施設で使用する伝送路（同軸，光）関連のシンボルマーク及び略号は**表 3**による。
- (4) ケーブルテレビ施設で使用する宅内配線関連のシンボルマーク及び略号は**表 4**による。
- (5) ケーブルテレビ施設で使用する端末関連のシンボルマーク及び略号は**表 5**による。
- (6) ケーブルテレビ施設で使用する通信関連のシンボルマーク及び略号は**表 6**による。
- (7) シンボルマークを図面に記載する場合には、定めたシンボルマークを±90°等の回転を行い記述してもよいものとする。また、シンボルマーク図中の英数字は、記載の方向により記述の配列を変えてもよいものとする。